

(5) 養護教諭及び栄養教諭等の
資質能力の向上等について

令和５年１月の養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議の議論の取りまとめを踏まえ、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等を作成しましたので、送付いたします。

５ 初 健 食 第 ５ 号
令和５年７月５日

各都道府県・指定都市教育委員会
人 事 主 管 課 長
学 校 保 健 主 管 課 長 殿
学 校 給 食 主 管 課 長
教 職 員 研 修 主 管 課 長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
堀 野 晶 三

文部科学省初等中等教育局財務課長
村 尾 崇

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
南 野 圭 史

養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付について（通知）

文部科学省においては、令和４年３月以降、養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議を開催し、養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に向けた検討を行い、令和５年１月１７日に議論の取りまとめを公表したところです。

議論の取りまとめでは、養護教諭及び栄養教諭について、「各教育委員会において職務内容を定め、求められる役割（職務の範囲）を明確化」するために、文部科学省が取り組むべき方策として、教諭等（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。以下同じ。）や事務職員と同様に「標準的な職務の例及びその遂行に関する要綱の参考例」を示すこととされています。

これを踏まえ、この度、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化を図るための小学校及び中学校（義務教育学校を含む。）に係る学校管理規則の参考例（別添１）並びに養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の参考例（別添２）を作成しましたので、その留意事項等と併せて送付いたします。

「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）」（令和２年７月１７日付け２初初企第１４号）において、「養護教諭や栄養教諭等その他の職について同様に学校管理規則等にその標準的な職務を位置付ける場合には、

学校種や職による職務の性質の違いにも御留意いただきますようお願いいたします。」としているところですが、各教育委員会においては、本参考例を養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容を定めるための基礎資料として活用いただくとともに、必要に応じて、本参考例を活用して関係規定等を整備いただき、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化を図り、養護教諭及び栄養教諭がその専門性を発揮し本来の職務に集中できるような環境を整備していただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、本件について周知するとともに、本参考例を活用し、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化を図ることについて、指導・助言いただくようお願いいたします。

記

1. 本参考例の活用について

養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容は、関係法令等を踏まえ、服務監督権者である教育委員会が定めるものであり、本参考例はそのための基礎資料として活用されることを想定していること。このため、関係規定等を整備する場合には、本参考例で示している規定の仕方にかかわらず、各教育委員会における既存の規定等との整合性を踏まえ、当該既存の規定等に応じた適切な形で対応されることを想定していること。

また、標準的な職務の内容を定めるに当たっては、地域の実情等を考慮した上で定めることが求められること。

2. 標準職務に掲げる職務等について

別添2の別表第一及び別表第二に掲げる養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例（以下「標準職務」という。）については、校務の中で主として養護教諭及び栄養教諭が担う職務の範囲並びにその職務に含まれる具体の業務を示したものであること。

なお、各教育委員会の関係規定において標準的な職務として位置付けられた後においても、養護教諭及び栄養教諭に対し時間外勤務を命ずる場合は、いわゆる「超勤4項目」に当たる職務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限られるものであることに変わりはないこと。

また、標準職務は、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化を図り、養護教諭及び栄養教諭がその専門性を発揮し本来の職務に集中できるようにすることを趣旨として示しているものであり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第1項第5号に定める標準職務遂行能力における趣旨とは異なるものであること。

3. 適切な校務分掌について

校長は、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校や地域の実情等に応じて、

具体的に校務の分掌を定める必要があること。

その際、校長は、各学校や地域の実情等を踏まえ、別添 2 の別表第一及び別表第二に掲げていない職務であっても、「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）」の別添 2「教諭等の標準的な職務の例及びその遂行に関する要綱の参考例」の別表番号 2「主として学校の管理運営に関すること」に掲げるものを参考にした上で、養護教諭及び栄養教諭の職務とすることも可能であること。

このほか、標準職務に掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、学校や地域の実情等に応じて養護教諭及び栄養教諭が担うことが必要と校長が認めるものについては、養護教諭及び栄養教諭の校務分掌に位置付けることが可能であること。その場合には、標準職務に掲げている職務を整理又は精選した上で実施することを前提とすることが適切であること。

4. 事務職員や学校給食調理員、外部人材等との分担・協働を図った業務の実施について

業務の実施に当たっては、校務分掌に基づいて、養護教諭及び栄養教諭を含む教職員の間で適切に役割分担を図るとともに、事務職員や学校給食調理員、教員業務支援員をはじめとした外部人材等との分担・協働を図ることが重要であること。

5. 保護者や地域住民等との共有について

学校管理規則等に養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務を位置付けた場合には、その内容等を保護者や地域住民等と共有し、地域の理解と支援を得よう十分努める必要があると考えられること。

別添 1 学校管理規則の参考例

別添 2 養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の参考例

参 考 教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）（令和 2 年 7 月 17 日付け 2 初初企第 14 号）

＜本件連絡先＞

文部科学省：03－5253－4111（代表）

初等中等教育局 健康教育・食育課（内4950）

＜学校管理規則の参考例＞

〇〇立学校管理規則

第〇章 組織編成

（養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容）

第△条 教育長は、養護教諭及び栄養教諭の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

別添 2

＜養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の参考例＞

養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱

(目的)

第一条 この要綱は、〇〇立学校管理規則第△条に基づき、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例（以下「標準職務」という。）を明らかにすること等を通じ、もってその専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的とする。

(養護教諭の標準職務)

第二条 養護教諭の標準職務は、別表第一に掲げるとおりとする。

(栄養教諭の標準職務)

第三条 栄養教諭の標準職務は、別表第二に掲げるとおりとする。

(養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に係る留意事項)

第四条 養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に際し、校長が留意すべき事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表第一に掲げる養護教諭の標準職務及び別表第二に掲げる栄養教諭の標準職務は、校務の中で主として養護教諭及び栄養教諭が行う職務の範囲及びその職務に含まれる具体の業務を示したものであること。
- (2) 校長は、養護教諭及び栄養教諭の標準職務を参考に、校務分掌を定め、又は見直すこと。その際に、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校や地域の実情等を踏まえつつ、養護教諭及び栄養教諭が担う職務の範囲が曖昧になったり、徐々に拡大したりしないよう、できる限り具体的に定めること。
養護教諭及び栄養教諭が業務を実施するに当たっては、校務分掌に基づき、教諭等や養護教諭、栄養教諭の間で適切に役割分担を図るとともに、事務職員や専門スタッフ、外部人材等との連携・協力等が求められること。
- (3) 養護教諭及び栄養教諭の標準職務に掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、学校や地域の実情等に応じて養護教諭及び栄養教諭が担うことが必要と校長が認めるものについては、校務分掌に位置付けることが可能であること。その場合には、養護教諭及び栄養教諭の標準職務に掲げている職務を整理又は精選した上で実施することを前提とすることが適切であること。

別表第一 養護教諭の標準的な職務の内容及びその例

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として保健管理に関すること	健康診断、救急処置、感染症の予防及び環境衛生等に関すること	健康診断の実施（計画・実施・評価及び事後措置） 健康観察による児童生徒の心身の健康状態の把握・分析・評価 緊急時における救急処置等の対応 感染症等の予防や発生時の対応及びアレルギー疾患等の疾病の管理 学校環境衛生の日常的な点検等への参画
		健康相談及び保健指導に関すること	心身の健康課題に関する児童生徒への健康相談の実施 健康相談等を踏まえた保健指導の実施 健康に関する啓発活動の実施
		保健室経営に関すること	保健室経営計画の作成・実施 保健室経営計画の教職員、保護者等への周知 設備・備品の管理や環境衛生の維持をはじめとした保健室の環境整備
		保健組織活動に関すること	学校保健計画の作成への参画 学校保健委員会や教職員の保健組織（保健部）等への参画
2	主として保健教育に関すること	各教科等における指導に関すること	各教科等における指導への参画（チーム・ティーチング、教材作成等）

備考

- (一) 養護教諭は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）附則第十四項に基づき、当分の間、その勤務する学校において、保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師となることができるとされており、兼職発令を受けることにより、養護教諭としてではなく、教諭・講師として当該職務を遂行することが可能である。
- (二) 校長は、各学校や地域の実情等を踏まえ、上記に掲げていない職務であっても、教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の別表番号2「主として学校の管理運営に関すること」に掲げるものを参考にした上で、養護教諭の職務とすることも可能である。

別表第二 栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として食育に関すること	各教科等における指導に関すること	食に関する指導の全体計画の作成 給食の時間における児童生徒への給食指導及び食に関する指導 上記のほか、各教科等における食に関する指導への参画（ティーム・ティーチング、教材作成等）
		食に関する健康課題の相談指導に関すること	食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導（実態把握、相談指導計画の作成、実施、評価等）
2	主として学校給食の管理に関すること	栄養管理に関すること	学校給食実施基準に基づく栄養管理（献立作成、栄養摂取状況の把握）
		衛生管理に関すること	学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理（学校給食施設及び設備の衛生、食品の衛生並びに学校給食調理員の衛生の管理、学級担任等や学校給食調理員への指導・助言）

備考

校長は、各学校や地域の実情等を踏まえ、上記に掲げていない職務であっても、教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の別表番号2「主として学校の管理運営に関すること」に掲げるものを参考にした上で、栄養教諭の職務とすることも可能である。

学校における働き方改革に資するため、平成 31 年 1 月の中央教育審議会答申を踏まえ、教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例を作成しましたので、送付いたします。

2 初 初 企 第 1 4 号
令和 2 年 7 月 1 7 日

都道府県・指定都市教育委員会
人 事 主 管 課 長 殿

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
浅 野 敦 行

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局財務課長
森 友 浩 史

(印影印刷)

教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）

平成 31 年 1 月 25 日、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（以下「答申」という。）が取りまとめられました。

答申では、学校における働き方改革を進めるにあたり、「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」を確実に実施するため、文部科学省が取り組むべき方策として、「学校・教師が担うべき業務の範囲について、学校現場や地域、保護者等の間における共有のため、学校管理規則のモデル（学校や教師・事務職員等の標準職務の明確化）を周知」することとされています。

これを受けて、このたび、教諭等（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。以下同じ。）の標準的な職務の明確化を図るための小学校及び中学校（義務教育学校を含む。）に係る学校管理規則の参考例（別添 1）及び教諭等の標準的な職務の例及びその遂行に関する要綱の参考例（別添 2）を作成しましたので、送付いたします。

学校に置かれる職については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）等で定められている職を含め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 33 条の規定に基づき各学校を設置する地方公共団体において学校管理規則等の規定で定めている職や、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 15 条の 2 第 2 項の規定に基づき任命権者である教育委員会において教育委員会規則等の規定で定めている標準的な職として、その存在が既に明記されているものと承知しております。また、もとより、学校に置かれる職の職務内容は、関係法令等を踏まえ、服務監督権者である教育委員会が定めるものです。

このため、各教育委員会においては、本参考例を教諭等の職務内容を定めるための基

基礎資料として活用いただくとともに、必要に応じて、本参考例を活用して関係規定等を整備いただき、教諭等の標準的な職務の明確化を図り、教諭等がその専門性を発揮し本来の職務に集中できるような環境を整備していただくようお願いします。

なお、本参考例を活用して関係規定等を整備する場合であっても、本参考例で示している規定の仕方にかかわらず、各教育委員会における既存の規定等との整合性を踏まえ、当該既存の規定等に応じた適切な形で対応いただくことを想定しています。また、教諭等の標準的な職務の明確化を図る際には、各学校・地域の実情等についても十分に考慮されるようお願いします。さらに、幼稚園、幼保連携型認定こども園、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校について同様に学校管理規則等に教諭等の標準的な職務を位置付ける場合や、養護教諭や栄養教諭等その他の職について同様に学校管理規則等にその標準的な職務を位置付ける場合には、学校種や職による職務の性質の違いにも御留意いただきますようお願いします。また、教諭等をはじめ学校に置かれる職の具体的な職務内容を定める際には、学校管理規則等に位置付けられる標準的な職務を踏まえつつ、学校規模、教諭等の配置数や経験年数、各学校・地域の実情等についても十分に考慮されるようお願いします。

このほか、学校管理規則等に教諭等の標準的な職務を適切に位置付ける際の留意点を下記のとおりまとめましたので、下記の事項に留意の上、御対応いただきますようお願いいたします。

文部科学省としては今後とも、必要な制度改正や条件整備をはじめとして、学校と社会の連携の起点・つなぎ役として前面に立ち、学校における働き方改革の取組を総合的に進めてまいります。各教育委員会におかれては、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成31年3月18日30文科初第1497号文部科学事務次官通知）も踏まえ、引き続き、学校における働き方改革を進めるために必要な取組の徹底をお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、本件について周知を図るとともに、本参考例を活用し、教諭等をはじめとする学校に置かれる職の標準的な職務の明確化を図ることについて、指導・助言いただくようお願いします。

記

1. 本参考例の活用について

教諭等の職務内容は、関係法令等を踏まえ、服務監督権者である教育委員会が定めるものであり、本参考例はそのための基礎資料として活用していただくことを想定していること。このため、本参考例を活用して関係規定等を整備する場合であっても、本参考例で示している規定の仕方にかかわらず、各教育委員会における既存の規定等との整合性を踏まえ、当該既存の規定等に応じた適切な形で対応いただくことを想定していること。また、具体的な標準的な職務を定めるに当たっては、各地方公共団体における具体的な職名や各学校・地域の実情等を考慮した上で定めることが求められること。

2. 標準職務例に掲げる職務等について

別添2別表に掲げる教諭等の標準的な職務の内容及びその例（以下「標準職務例」という。）については、校務の中で主として教諭等が担う職務の範囲を示したものであること。また、各学校に所属する全ての教諭等が一律に担うことを想定したものでは

ないこと。

標準的な職務の例を示した「教諭等」とは、校長及び教頭等の管理職以外の学校における職であって学校に関する職務を広く担う職について、標準的な職務を明確にする趣旨から、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいうものであり、標準職務例においては管理職が担う職務は示していないこと。なお、職務の中には、管理職が担うことも考えられる職務も示しているが、教諭等が担うことも想定されるため示しているところであり、実際の具体的な校務分掌に基づく役割分担については、管理職も含め、地域や学校の実情に応じ適切に実施することが考えられること。

なお、各教育委員会の関係規定において標準的な職務として位置付けられたとしても、教諭等に対し時間外勤務を命ずる場合は、いわゆる「超勤4項目」に当たる職務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限られるものであることに変わりはないこと。

また、標準職務例は、教諭等の標準的な職務の明確化を図り、教諭等がその専門性を発揮し本来の職務に集中できるようにすることを趣旨として示しているものであり、地方公務員法第15条の2第1項第5号に定める標準職務遂行能力における趣旨とは異なるものであること。

3. 標準職務例に掲げていない業務について

答申の別紙2（「これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方について」）を踏まえ、以下に掲げる学校の業務であるものの必ずしも教諭等が担う必要のない業務や、基本的には学校以外が担うべき業務については、教諭等の業務の縮減を推進する観点から、標準職務例には掲げていないこと。なお、これら業務のうち、学校徴収金の徴収・管理に関する業務については、基本的には学校以外が担うべき業務であり、地方公共団体が担うことが望ましいが、仮に、学校が担わざるを得ない場合であっても、教諭等の業務ではなく事務職員等の業務とする必要があると考えられるため、別途通知する事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等において、事務職員の標準的な職務として位置付けていること。

【学校の業務であるものの必ずしも教諭等が担う必要のない業務】

- ①調査・統計等への回答に係る対応に関すること
- ②児童生徒の休み時間における対応に関すること
- ③校内清掃に係る対応に関すること
- ④部活動に係る対応に関すること

【基本的には学校以外が担うべき業務】

- ⑤登下校への対応に関すること
- ⑥学校外における放課後や夜間などの見回り、児童生徒の補導への対応に関すること
- ⑦学校徴収金の徴収・管理に関すること
- ⑧地域ボランティア等との連絡調整に関すること（地域学校協働活動の一環として地域学校協働推進員等が担うべきものをいい、校務分掌等で教諭等の職務の内容として定められた地域学校協働活動推進員等との連絡調整の職務を除く。）

4. 適切な校務分掌について

校長は、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校・地域等の実情に応じて、具体的に校務の分掌を定める必要があると考えられること。

なお、標準職務例に具体的な職務として掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校・地域等の実情に応じて教諭等が担うことが必要と校長が認める職務については、校務分掌に位置付けることが可能であること。その場合には、標準職務例に具体的に掲げている職務を整理及び精選した上で実施することが基本的に前提であると考えられること。

5. 外部人材等との分担・協働を図った職務の実施について

職務の実施に当たっては、校長は、校務分掌に基づき教諭等の中で適切に役割分担を図るとともに、事務職員や専門スタッフ、外部人材等との分担・協働を図る必要があると考えられること。

6. 保護者や地域住民等との共有について

学校管理規則等に教諭等の標準的な職務を位置付けた場合には、その目的や目標を保護者や地域住民等と共有し、地域の理解と支援を得るよう十分努める必要があると考えられること。

7. 事務職員の標準的な職務について

学校管理規則等に教諭等の標準的な職務を位置付ける際には、事務職員との分担・協働についても適切に図られるよう、事務職員の標準的な職務についても併せて位置付けることが望ましいこと。その際、別途通知する事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等を参考にされたいこと。

別添 1 学校管理規則の参考例

別添 2 教諭等の標準的な職務の例及びその遂行に関する要綱の参考例

別添 3 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（平成 31 年 1 月 25 日中央教育審議会）（抜粋）

担当：初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係 菊地，中村，吉田 TEL：03-5253-4111（代表）内線 2588
--

<学校管理規則の参考例>

〇〇立学校管理規則

第〇章 組織編成

(教諭等の標準的な職務内容)

第△条 教育長は、教諭等（主幹教諭，指導教諭，教諭，助教諭及び講師をいう。以下この条において同じ。）の職務の明確化を図るため，標準的な職務の内容その他教諭等の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

＜教諭等の標準的な職務の例及びその遂行に関する要綱の参考例＞

教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱

（目的）

第一条 この要綱は、〇〇市立学校管理規則第△条に基づき、教諭等（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。以下同じ。）の標準的な職務の内容及びその例を明らかにすることを通じ、もってその専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的とする。

（教諭の標準的な職務の内容及びその例）

第二条 教諭の標準的な職務の内容及びその例（以下「標準職務例」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

（主幹教諭の標準的な職務の内容）

第三条 主幹教諭は、別表に掲げるもののほか、校長（副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長）及び教頭の職務を補佐すること及び命を受けて校務の一部を整理すること並びに教諭、助教諭及び講師の資質の向上を支援することをその標準的な職務の内容とする。

（指導教諭の標準的な職務の内容）

第四条 指導教諭は、別表に掲げるもののほか、教諭、助教諭及び講師の資質の向上を支援することをその標準的な職務の内容とする。

（助教諭の標準的な職務の内容）

第五条 助教諭は、別表に掲げるものについて、教諭の職務を補佐することをその標準的な職務の内容とする。

（講師の標準的な職務の内容）

第六条 講師は、別表に掲げるものについて、教諭又は助教諭に準ずる職務を行うことをその標準的な職務の内容とする。

（教諭等の職務の遂行に係る留意事項）

第七条 教諭等の職務の遂行に際し、校長が留意すべき事項は次に掲げるとおりとする。

- （１）別表に掲げる標準職務例は、校務の中で主として教諭等が行う職務の範囲を示したものであること。なお、各学校に所属する全ての教諭等が一律に担うことを想定したものではないこと。
- （２）校長は、標準職務例を参考に、校務分掌を定め、又は見直すこと。教諭等が職務を実施するに当たっては、校務分掌に基づき教諭等の間で適切に役割分担を図るとともに、事務職員や専門スタッフ、外部人材等との連携・協力等が求められること。

なお、標準職務例に具体的な職務として掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校・地域等の実情に応じて教諭等が担うことが必要と校長が認める職務については、校務分掌に位置付けることが可能であること。その場合には、標準職務例に具体的に掲げている職務を整理及び精選した上で実施することが前提であると考えられること。

- (3) 校長が校務分掌を定める際には、学校規模、教職員の配置数や経験年数、学校や地域等の実情を踏まえつつ、教諭等が担う職務の範囲が曖昧になったり、徐々に拡大したりしないよう、できる限り具体的に校務分掌を定めること。その際、校長は、校務分掌が細分化し、各教諭等が結果として校務分掌の大部分を担当することのないよう、主幹教諭や主任を中心として包括的及び系統的に校務分掌を定めるとともに、特定の教諭等に職務が集中するなど職務の偏りが生じないように、校務分掌の在り方を適時柔軟に見直すこと。なお、校長は、主任を命じる際には、適材適所で命じること。

別表 教諭等の標準的な職務の内容及びその例

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として学校の教育活動に関する事 と	教育課程及び学習指導 に関する事	教育課程の編成及び実施並びにその準備（学 校行事等の準備・運営を含む） 児童生徒の学習評価及び成績処理
		生徒指導及び進路指導 に関する事	生徒指導体制の企画及び運営 児童生徒への指導援助 いじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題への 対応及び指導 進路指導方針の策定及び実施 家庭、地域、他校種及び関係機関との連絡及 び調整 教育相談及び進路相談
		特別な支援を要する児 童生徒のために必要な 職務に関する事	個別の指導計画の作成及び活用 個別の教育支援計画の作成及び活用
2	主として学校の管 理運営に する事 と	学校の組織運営に關する 事	学校経営及び運営方針の策定への参画 各種委員会の企画及び運営 学年・学級運営 学校業務改善の推進
		学校評価に關する事	自己評価の企画及び実施 学校関係者評価等の企画及び実施 学校に關する情報の提供
		研修に關する事	校内研修の企画、実施及び受講 法定研修その他の職責を遂行するために必 要な研修の受講
		保護者及び地域住民等 との連携及び協力の推 進に關する事	関係機関や外部人材、地域、保護者との連絡 及び調整
		その他学校の管理運営 に關する事	学校の保健計画に基づく児童生徒の指導 学校の環境衛生点検 学校の安全計画等に基づく児童生徒の安全 指導及び安全点検

○新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（平成 31 年 1 月 25 日）

第 4 章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

2. 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための仕組みの構築

（1）文部科学省が取り組むべき方策

学校・教師が担うべき業務の範囲について、学校現場や地域、保護者等の間における共有のため、学校管理規則のモデル（学校や教師・事務職員等の標準職務の明確化）を周知。

第 5 章 学校の組織運営体制の在り方

2. 目指すべき学校の組織運営体制の在り方

○ また、若手教師の支援の観点からも、主幹教諭や指導教諭の役割は重要であり、文部科学省は、主幹教諭や指導教諭が校内研修において若手教師の指導力向上に向けて中心的な役割を果たしている例を収集・周知するとともに、主幹教諭の標準的な職務として、若手教師の能力向上に関する内容が含まれることを示していくことが必要である。

○ 文部科学省は、事務職員が校務運営に参画することで、副校長・教頭を含め教師の業務負担が軽減された好事例・成果を収集・横展開するとともに、標準的な職務内容を具体的に明示していく必要がある。

【別紙 2】これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方について

【基本的には学校以外が担うべき業務】

④ 地域ボランティアとの連絡調整

○ なお、地域ボランティアの活動に関する学校側の地域学校協働活動推進員等との連絡調整窓口としては、主幹教諭や事務職員等が地域連携担当として、その役割を積極的に担うことが考えられる。この推進のため、地域連携担当教職員について、文部科学省は、標準職務の例を示し、教育委員会は、校務分掌上への位置付けを進めるべきである。

<文部科学省に求める取組>

イ 地域連携担当教職員に係る標準職務例の提示及び学校管理規則における規定参考例の提示

栄養教諭等による食に関する指導等の充実を図るため、栄養教諭等が行う給食指導等の食に関する指導について整理を行うとともに、令和5年7月5日付「養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付について（通知）」で示した「栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例」について、別表のとおり改めましたので、送付いたします。

7 初健食第2号

令和7年4月30日

各都道府県・指定都市教育委員会

人 事 主 管 課 長

学 校 給 食 主 管 課 長 殿

研 修 主 管 課 長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

常盤木 祐 一

文部科学省初等中等教育局財務課長

安 井 順一郎

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

郷 家 康 徳

栄養教諭等による食に関する指導等の充実について（通知）

平成17年4月に栄養教諭制度が開始されてから20年が経過しました。栄養教諭は「児童の栄養の指導及び管理をつかさどる」職として、学校において学校給食等を活用した食に関する指導を行う中心的な役割を担っており、制度創設時の平成17年度時点の34人から年々増加し、令和6年度には6,945人の栄養教諭が配置されています。

栄養教諭については、学校栄養職員が主として学校給食の管理を担うのに対し、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行うことを本来の役割としています。が、現状、学校給食の管理に関する業務に比重が置かれ、栄養教諭としての本来の役割を果たせていないのではないか、また、栄養教諭が単独で食に関する指導を行う場合の取扱いについて、文部科学省が発行する文書等において様々な見解が示されているところであり、このことが、学校における食に関する指導において、栄養教諭等（栄養教諭及び学校栄養職員をいう。）の活用を阻んできたのではないかと、といった指摘があるところです。

このため、この度、栄養教諭等が行う食に関する指導について、以下のように整理しましたので、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）区町

村教育委員会、所管する学校に対して周知するとともに、今回の整理を踏まえ、各教育委員会及び各学校長が、栄養教諭を食に関する指導における中心的な役割を担う教員として位置付け、各学校において一層活用ができるようお取り計らい願います。

1. 給食指導及び給食を活用した食に関する指導について

(1) 栄養教諭又は学校栄養職員単独での給食指導について

- 小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領（特別支援学校学習指導要領において、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領に示すものに準ずるとされている場合を含む。）において、学校給食は、特別活動の第2の〔学級活動〕の2「内容」で、「(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」の中に位置付けられています。この点について、小学校学習指導要領（平成29年告示）解説特別活動編及び中学校学習指導要領（平成29年告示）解説特別活動編第3章第1節「3学級活動の指導計画」では、「学校給食の特質は、例えば、よりよい食習慣や人間関係の在り方などについて、食事を中心とする給食の時間における児童の実践活動を通して体得することにあるのである。したがって、給食の時間に、それらの内容を指導計画に基づいて指導する場合には、学級活動の時間とすることができるのである。ただし、その場合、別表第1に示された標準授業時数以外の時間と考えて計画し、実践することになる。」と示されています。
- また、同「2 学級活動の内容」では、「学級担任の教師による指導が原則であるが、活動の内容によっては、他の教師等の専門性を生かすと効果的である場合も予想される。例えば、健康や安全、給食の問題、読書などを取り上げる場合、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、司書教諭などの協力を得て指導に当たるようにすることは望ましい配慮である。」と記載されています。
- 一方、文部科学省が発行する「食に関する指導の手引―第二次改訂版―（平成31年3月）」（以下、「手引」という。）においても、「学級担任には、栄養教諭と連携しながら、献立のねらい、栄養管理の状況を理解した上で給食の配食を行い、全体及び個別の指導を行うことが求められます」と示されています。
- 栄養教諭の本来の役割は、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行うことであり、学校給食法においても、栄養教諭は「学校給食を活用した食に関する実践的な指導」を行うものと規定されています。また、栄養教諭制度創設に関する中央教育審議会の答申（食に関する指導体制の整備について）（答申）（平成16年1月20日）においても、「各学級における給食の時間や学級活動における指導は、一般的には学級担任が年間指導計画を作成して行うものであるが、食に関する指導の充実のため、その指導計画に基づいて栄養教諭が指導の一部を単独で行うなど、積極的に指導を担っていくことが大切である。」と示されています。
- こうした栄養教諭制度創設の趣旨等を踏まえると、栄養教諭の免許を有する者に

については、給食の時間が学級活動に位置付けられているか否かにかかわらず、単独で給食指導を実施できると解すことができ、今後、学校において栄養教諭の校務分掌を定めた上で、栄養教諭は積極的に単独で児童生徒に対する給食指導を実施するようお願いします（必ずしも学級担任等とのチーム・ティーチングである必要はありません）。

- なお、栄養教諭の免許を有しない学校栄養職員が、学級活動として位置付けられる給食の時間における指導を行う場合については、学級担任等とのチーム・ティーチングにより実施することになります。ただし、「食」に関する指導の充実について（通知）（平成10年6月12日 文部省体育局長通知）で示しているように、特別非常勤講師として学校栄養職員がこうした指導を単独で行うことは可能です。

（2）栄養教諭による食の指導の充実について

- 栄養教諭の配置については、学校規模や学校給食の単独調理場方式と共同調理場方式の別、任命権者等の意向により異なっており、学校や共同調理場の地理的状況等もあいまって、栄養教諭による給食指導の頻度等も様々です。
- 一方、学校給食の管理のみならず、給食を活用した食に関する指導が栄養教諭の本来の職務であることを踏まえると、兼務校・巡回校の校数や本務校からこれらの学校への移動時間等を考慮しつつ、他の職員（実際の調理を担う学校給食調理員を含む）との業務内容の整理・分担を行った上で、各栄養教諭が週の大半（おおむね週4回以上を目安）において、給食を活用した食に関する指導に従事することが想定されます。
- なお、栄養教諭が単独で給食指導を行う場合には、学級担任等と当該栄養教諭が、食物アレルギーを有する児童生徒又は特別な支援を必要とする児童生徒に関する配慮事項等の情報を共有しておくことが重要です。また、学級担任が給食の時間の一部を学級活動として位置付けた上で、栄養教諭が単独で給食指導を行う場合には、指導計画の作成や評価に当たり、情報共有等の連携が求められます。

2. 各教科等における食に関する指導について

- 学校における食育の推進について、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領第1章（総則）（特別支援学校学習指導要領において、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領に示すものに準ずるとされている場合を含む。）では、「体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。」とされています。
- 給食の時間以外の各教科等における食に関する指導については、対象となる学校種別及び教科別の免許を有する学級担任や教科担任等が主として担当するもので

すが、栄養教諭については、その専門性を生かしつつ、学級担任や教科担任等に対し、指導の参考となる資料を提供することなどはもちろん、学級担任や教科担任等による指導計画の作成や評価に当たって連携すること、さらにその指導計画に基づき直接指導を担うことにより、積極的に関わるようお願いします。具体的な栄養教諭の関わり方については、手引において各教科等別に示されています。

3. 食に関する健康課題の相談指導について

- 偏食や肥満・痩身、食物アレルギーなど、食に関する健康課題のある児童生徒等への個別的な相談及び指導については、栄養教諭の重要な役割の一つです。学校給食法においても、「食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導」を行うと規定されています。栄養教諭は、その専門性を生かして、児童生徒等への日常的な相談・指導に対応する学級担任等を支援するとともに、特に高い専門性が求められ、学級担任等だけでは十分な対応が困難なケースに対応し、児童生徒や保護者と直接、相談・支援するなど、他の教職員と連携しながら、校内体制の中で中心的な役割を果たす必要があります。
- また、学校栄養職員についても、栄養教諭に準じてこうした指導を行うよう努めるものとして学校給食法に規定されています。学校栄養職員は管理栄養士又は栄養士の資格を有する職員であることから、栄養に関する専門性を生かし、食に関し特別の配慮を必要とする児童生徒への指導又は、学級担任等への支援が期待されます。
- なお、特別の配慮を必要とする児童生徒に対する個別的な指導については、学習指導要領に基づく一斉指導とは異なるものであり、栄養教諭及び学校栄養職員のいずれであっても、特別非常勤講師としての届出は不要になります。

4. 栄養教諭の校務分掌について

- 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる職として各学校に置くことができる教職員であり、学校給食が単独調理場方式で行われている場合はもとより、共同調理場方式で行われている場合であっても、栄養教諭は、基本的にはいずれかの学校を本務校として配置されています。
- このため、各校長は、栄養教諭についても、学校規模、教職員の配置人数や経験年数、各学校や地域の実情等に応じて、具体的に校務の分掌を定める必要がありますが、その際、栄養教諭も他の教諭等と同様に、学校の運営管理に関する事項を校務分掌として担当することが期待されることから、令和5年7月5日付け「養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付について（通知）」で示した「栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例」について、以下の別表のとおり改正します。

- 特に、食に関する業務に限らず、学級副担任等の役割や、各種校内委員会、学校行事、地域連携、保護者・PTA 対応、部活動指導など他の教師と同様に校務分掌を担うことが期待されます。
- また、「保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に関すること」については、学校・家庭・地域が連携して食育を推進することが重要であり、各地域において好事例が展開されていることから、栄養教諭は、学校における食育推進の要として、主に食に関する家庭や地域の連携の際に、教職員間の連絡・調整を図り、それぞれの活動を協力・支援し、学校外との渉外に努め、地域との連携事業を実施する等の役割を担うことが期待されます。
- 一方、栄養教諭等は、必ずしも 1 校に一人配置されておらず、複数校を兼務したり、他校への巡回指導等を行っていたりする者も多いことから、特に、「学校の管理運営に関すること」については、こうした状況を考慮し定めることになります。

＜本件連絡先＞

文部科学省：03-5253-4111（代表）

初等中等教育局 健康教育・食育課（内 2095）

別表 栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として食育その他の学校の教育活動に関すること	各教科等における指導に関すること	食に関する指導の全体計画の作成 給食の時間における児童生徒への給食指導及び食に関する指導 上記のほか、各教科等における食に関する指導その他の学校の教育活動への参画（ティーム・ティーチング、教材作成等）
		食に関する健康課題の相談指導に関すること	食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導（実態把握、相談指導計画の作成、実施、評価等） 食に関する健康課題に係る保護者からの相談への対応
2	主として学校給食の管理に関すること	栄養管理に関すること	学校給食実施基準に基づく栄養管理（献立作成、栄養摂取状況の把握）
		衛生管理に関すること	学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理（学校給食施設及び設備の衛生、食品の衛生並びに学校給食調理員の衛生の管理、学級担任等や学校給食調理員への指導・助言）
3	主として学校の管理運営に関すること	学校の組織運営に関すること	学校経営及び運営方針の策定への参画 各種委員会の企画及び運営 学年・学級運営への参画 学校業務改善の推進
		研修に関すること	校内研修の企画、実施及び受講 教育委員会が実施する研修その他の職責を遂行するために必要な研修の受講
		保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に関すること	関係機関や外部人材、地域、保護者との連絡及び調整
		その他学校の管理運営に関すること	学校の安全計画等に基づく安全点検

備考

（一）上記に具体的な職務として掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校・地域等の実情に応じて栄養教諭が担うことが必要と校長が認める

職務については、食に関するものに限らず、校務分掌に位置付けることが可能である。

- (二) 校長が具体的に校務分掌を定める際には、学級副担任等の役割や、各種校内委員会、学校行事、地域連携、保護者・PTA 対応、部活動指導など他の教師と同様に校務分掌を担うことが期待される。